

**令和6年度 山梨地方労働審議会**  
**第1回 貴金属製品製造業 最低工賃専門部会 議事録（一部議事概要）**

1 日 時：令和7年2月18日（火） 午前9時25分～午前12時00分

2 場 所：山梨労働局1階会議室

3 出席者：公益代表：落合委員、今井委員、穂坂委員  
家内労働者代表：白倉委員、濱田委員、茂手木委員  
委託者代表：遠藤委員、田中委員、松本委員  
事務局：小林労働基準部長、鈴木賃金室長、篠原賃金指導官

4 議 事

- (1) 貴金属製品製造業最低工賃改正に係る諮問及び専門部会委員の指名について
- (2) 部会の運営等について
- (3) 意見聴取結果について
- (4) 最低工賃の改正額等について（改正審議）
- (5) その他

5 最低工賃専門部会審議

（賃金指導官）

定刻より少し早いですが、皆様お集まりですので、ただいまから、山梨地方労働審議会第1回貴金属製品製造業最低工賃専門部会を開催いたします。

最低工賃の専門部会としては、第1回目の会議ですので、部会長が選出されるまでの間は、事務局で進行させていただきます。

本日は、全委員の皆様に御出席いただいておりますので、地方労働審議会令第8条第3項の規定により準用しました同条第1項の規定によって、本部会を開催し、議決することができますことを報告いたします。

また、本部会は、一般に公開しておりますが、傍聴について公示したところ、傍聴希望者はおられませんでしたので併せて報告いたします。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

最初に、一枚ものが3枚です。

次第と配席表、そして山梨地方労働審議会最低工賃専門部会委員名簿。

その下にありますが、左上にホッチキス留めされております「山梨地方労働審議会審議資料」少し厚いものです。

そして、「参考資料」。

あと、机上配布という形で家内労働者側の委員と委託者側の委員、それぞれの基本的見解を机上配布させていただいております。

お手元の資料で欠けているものがあれば、すぐ御用意しますが、いかがでしょうか。

(賃金指導官)

はい、ありがとうございます。

続きまして、次第2の部会長の選出及び部会長代理の指名に入りたいと思います。

最低工賃専門部会の部会長につきましては、地方労働審議会令第6条第5項によって、「公益を代表する委員のうちから委員が選挙する。」とされています。

事前に公益委員で協議等をしていただいておりますので、結果につきまして今井委員から御報告をお願いしたいと思います。

(今井委員)

それでは、私から報告、推薦させていただきます。

事前に公益委員で協議した結果、部会長には、山梨地方労働審議会本審の委員でもあります落合委員を推薦させていただきたいと思います。

(賃金指導官)

ただいま、今井委員から「部会長に落合委員を」との御推薦をいただきましたが、いかがでしょうか。

(各側委員)

(異議なし。)

(賃金指導官)

ありがとうございます。

それでは、全会一致で部会長に落合委員が選出されました。

続きまして、部会長代理の選出についてですが、部会長代理につきましては、地方労働審議会令第6条第7項により、「部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。」とされています。

落合部会長から部会長代理の指名をお願いしたいと思います。

(落合部会長)

それでは、部会長代理は今井委員をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(今井委員)

はい、了解しました。

(賃金指導官)

ありがとうございました。

それでは、部会長は落合委員、部会長代理は今井委員に決まりましたので、一枚ものの資料のうち委員名簿の欄に、前回と同じになりますが、落合委員の御名前の左側に二重丸、部会長を、そして、今井委員のお名前の左側に一重丸、部会長代理を御記載いただきますようお願い申し上げたいと思います。

それでは、落合部会長、以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

(落合部会長)

では、部会長を拝命いたしました落合です。本日もよろしくお願いいたします。

先日の家内労働部会におきまして、最低工賃について改正決定の必要があるという決定をいただきましてありがとうございます。

本日は具体的な金額について、皆様方に御審議いただくということになりますので、スムーズな御審議、それから、積極的な御意見をちょうだいできればと思います。

本日もよろしくお願いいたします。

**【 議事（１）貴金属製品製造業最低工賃改正に係る諮問及び専門部会委員の指名について 】**

(落合部会長)

それでは議事に入ります。

まず、最初の議題ですが、「貴金属製品製造業最低工賃改正に係る諮問及び専門部会委員の指名について」、事務局から説明をお願いしますでしょうか。

(賃金室長)

座っての説明で失礼いたします。

それでは、お手元に配布させていただいております審議資料の1ページを御覧ください。

こちらは、1月24日に開催いたしました、山梨地方労働審議会家内労働部会におきまして、「山梨県貴金属製品製造業最低工賃について、改正決定の必要性がある」との御結論をいただきましたので、これを受けまして、同日付けで、山梨労働局長から山梨地方労働審議会会長に諮問をさせていただきました、その写でございます。

なお、家内労働法第 21 条第 1 項の規定により、審議会は、最低工賃の改正の決定について調査審議を求められたときは専門部会を置かなければならないとされております。

この専門部会の設置につきましては、令和 6 年 11 月 26 日に開催されました山梨地方労働審議会の本審におきまして、改正諮問があった場合には本審を開催することなく最低工賃専門部会を設置することについて、あらかじめ決議をいただいておりますので、労働局長から地方労働審議会会長へ改正諮問を行うことにより、本日のこの最低工賃専門部会が設置されました。

また、本審におきまして、会長から、最低工賃専門部会の委員につきましても指名をいただいておりますので、皆様方におかれましては、家内労働部会に引き続き、最低工賃専門部会の委員としてお集まりいただいているところでございます。

さらに、本専門部会の部会長であります落合委員は、本審の委員でございますので、地方労働審議会令第 6 条第 8 項によりまして、本専門部会の決議をもって審議会本審の決議とすることができることとなっております。

この点につきましても、11 月 26 日に開催されました本審において決議いただいているところでございます。

以上でございます。

(落合部会長)

ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問等はございますでしょうか。

(各側委員)

(質問等なし。)

## 【 議事（2）部会の運営等について 】

(落合部会長)

なければ、次の議題である、「部会の運営等について」、事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

はい、引き続き説明させていただきます。

資料の 3 ページを御覧ください。

家内労働関係の審議会の運営についての資料になります。

上から順に説明させていただきますが、本年 1 月 24 日に開催されました家内労働部会におきまして、「最低工賃の改正決定の必要性あり」との御結論をいただきまし

たので、同日付けで山梨地方労働審議会会長あてに改正諮問をさせていただきました。

これと併せまして、同日に最低工賃の改正決定に係る意見聴取に関する公示を行いました。特に意見の申出はございませんでした。

本日、最低工賃専門部会を開催しております。

本日は、審議の上、結審いただき、御答申をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日、御答申をいただきました場合、本専門部会終了後、速やかに答申の内容及び異議申出に係る手続きにつきまして、労働局の掲示板などで公示いたします。

答申内容に対する異議申出の期間は、意見公示の翌日から起算して 15 日を経過する日までとなっておりますので、3月5日が異議申出の締切日となります。

異議の申出がなされた場合には、家内労働法第9条第3項の規定によりまして、労働局長は、この申出について、審議会に意見を求めなければならないとされておりますので、別途山梨地方労働審議会の本審を開催して御審議いただくこととなります。

なお、例年、異議申出はございませんので、異議申出がない場合は、異議申出の締切日が到来した後、官報公示の手続を行いまして、手続きが最短で進んだ場合には3月27日に公示が行われることとなっております。

そして、官報公示後、30日経過した4月26日に、改正された最低工賃の法定発効となります。

なお、官報公示の手続きの進行状況によりまして、発効日がずれる場合がございます。

最後に、資料の一番下になりますが、本日の部会報告につきましては、先般開催されました家内労働部会の報告と共に、3月に開催予定の山梨地方労働審議会の本審におきまして報告することとしております。

以上でございます。

(落合部会長)

ありがとうございました。

ただいまのいただきました説明に関して、御質問、御意見等はございますでしょうか。

(各側委員)

(質問等なし。)

### 【 議事（3）意見聴取結果について 】

(落合部会長)

それでは、次に議題の(3)「意見聴取結果について」に入りたいと思います。

関係家内労働者及び委託者から意見聴取を実施した結果について、事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

引き続き説明させていただきます。

資料の9ページを御覧ください。

関係委託者及び家内労働者から意見聴取した結果をまとめた資料になります。

9ページの項目1に、意見聴取の対象者を記載しております。

委託者につきましては、家内労働実態調査において、最低工賃が設定されている業務を家内労働者に委託していると回答した委託者のうち11社に架電いたしまして意見聴取を行いました。

家内労働者につきましては、同じく家内労働実態調査において、最低工賃が設定されている業務を受託していると回答した家内労働者のうち11名の方に同じく架電をさせていただき意見聴取を行いました。

項目2からは、委託者からの意見聴取結果となります。

15ページまでは、委託者から各項目について聴取した結果を整理して記載しております。

少しだけ説明をさせていただきます。

11ページを御覧ください。

2の4の委託業務の設定工賃額ですが、最低工賃を下回っている委託者はありませんでした。

12ページ2の6、工賃の改定状況ですけれども、令和3年度以降について、「職人さんの言い値で支払いをしている」以外の委託者はおおむね改定を行っていました。

次に、14ページ、2の11、現状の最低工賃設定業務に関する意見ですけれども、特に意見はないとの回答が多くありましたが、12円では安すぎるという意見、それとは反対に受注単価によっては12円では高いという意見もありました。

次に2の12の最低工賃制度または最低工賃額に対する意見の項目ですけれども、特に意見はないとの回答が多くありましたが、1つだけの単価を一律にいくりにすることは困難という意見もいただきました。

次に15ページの項目3は家内労働者から意見聴取した結果を記載しております。

16ページ、3の4、最低工賃設定業務に係る時間当たりの作業量、1か月あたりの工賃収入金額の項目を御覧ください。

時間当たりの作業量等の項目では、工賃設定業務を行っている方にお尋ねした作業量を記載しておりますが、家内労働者によって、ろう付け、石留めともに作業量に差が出ております。

次に 17 ページの 3 の 6、工賃の改定状況ですけれども、c の方は工賃が下がったと御回答いただいておりますが、最低工賃以上の工賃となっております。

f、g の方は、前回令和 3 年度に工賃が改定されたときに工賃の改定があったものと思われま

す。18 ページ、3 の 8、現在の最低工賃設定業務に対する意見の項目ですけれども、同じ石留めでも、のりはり、はり留めの作業についても最低工賃について検討してほしいという御意見をいただきましたけれども、仕事をしている家内労働者が少ない場合には、最低工賃設定は困難であることの説明をさせていただいております。

19 ページの上の表は、現在設定されている最低工賃額に対する意見の項目となっております。

工賃が上がればよいとの意見を多くいただきました。

3 の 9 最低工賃制度に対する意見の項目ですけれども、記載のとおりさまざまな意見をいただきました。

意見聴取の結果については、以上でございます。

(落合部会長)

ただいまの説明に関して、御質問等ございますでしょうか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(落合部会長)

ないようであれば、次の議題である最低工賃額の改正について、審議に入りますが、まず、事務局から、簡単に資料等の説明をお願いできますか。

(賃金室長)

それでは説明させていただきます。

資料を戻っていただきまして、7 ページを御覧ください。

こちらは、本日の審議の参考としていただくために、これまでの最低工賃額改定の推移、山梨県最低賃金の引上げ率、最低賃金引上げ率を工賃に当てはめてみた場合の金額を一つの表に取りまとめた資料となります。

こちらは、必要に応じて御活用いただければと思います。

下の表の令和 3 年度の 14.09% がブルーになっているのは、令和 3 年度に工賃改定があったため、令和 3 年度から令和 6 年度の最賃の引上げ率を示したものです。

次に、21 ページからは、家内労働部会の際にお配りした山梨県内の経済指標関係の新しいデータとなります。

こちらにも必要に応じて御活用いただければと思います。

資料の説明は以上でございますが、最後に、各側委員の皆様の控室について御案内をさせていただきます。

これから、金額審議に入りますと、家内労働者側、委託者側の委員の皆様には、それぞれ別の部屋で待機いただくこととなります。

家内労働者側の委員の皆様には3階の相談室、委託者側の委員の皆様には2階の相談室を控室として御用意しております。

待機いただく際には、事務局が御案内いたします。

また、各側の個別協議を行う際にはこの会場を使用いたしますので、控室で待機いただいている委員の皆様にはこの会場に足をお運びいただくこととなります。

その際には、事務局が御案内に参りますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(落合部会長)

ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問等ございますでしょうか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(落合部会長)

それでは、金額審議に入りたいと思います。

まず、各側から最低工賃改正に臨む基本的な御意見をお伺いしたいと思います。

家内労働者側、委託者側の順で御発言をお願いしたいと思いますので、まず、家内労働者側からお願いできますでしょうか。

(白倉委員)

皆さんのお手元に、クリップ留めの、上のほうにある資料でございます。

貴金属製品製造業最低工賃改正に当たっての家内労働者側の基本見解でございます。

上の部分はお読みください。

取り巻く環境でございますが、労働者側としましては、連合の春闘も連携しておりますので、その辺のどこから、データなり文章を持ってきております。

(1) でございますが、1990年代後半以降、国民全体の所得水準が下方にシフトする中で格差の拡大や貧困層の増加が進んできました。

名目GDPは600兆円を超えたが、生活が向上したと実感している人は少数にとどまり、個人消費は低迷していると思っています。



多くの人が生活向上を実感し、将来への希望と安心感を持ってこそ、賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せることができる。

そのためには、物価を安定させるとともに、近年における賃上げの流れを定着させ、賃上げのすそ野を広げていく必要があると思っております。

低所得層ほど物価上昇の影響が強く、生活がより苦しくなっており、マクロの個人消費低迷の大きな要因となっている為、家内労働者側への分配を厚くし、働く貧困層の解消をめざす必要があります。

2の水準設定の現状でございますが、連合山梨で、ここ3年の賃上げの率を出しております。

2024年度には、規模計というのは全体ですが、5.1%の改善とか、300人以上、100人から299人とか、100人未満でそれぞれデータを出しております。

(2)としましては、地域別最低賃金、先ほどあったように、5.33%と、ここ何年かは上がっている傾向でございますので、家内労働部会は3年位上がっていないということになるので、この辺も加味して、私たちはやっていきたいと思っております

3番の審議に臨む基本的見解でございますが、以上のことから最低賃金については、①3年毎の改定であること、②山梨地方最低賃金が毎年引き上げられていること、③急激な物価の高騰、④世界情勢の不安定等を考慮するとともに、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るためにも、実態に即した現実的な水準設定を望んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(落合部会長)

ありがとうございました。

ただいま家内労働者側から意見を頂戴いたしました。

次に委託者側お願いいたします。

(田中委員)

はい、委託者側から意見を述べたいと思います。

令和4年度の労働審議会から3年経過しました。

業界を取り巻く環境は、コロナ明けての3年前とは大きく変わりました。

素材高騰、特に金の価格は、3年前は1g7,399円でしたが、現在最高値で1g15,909円と2倍以上になり、仕入れ高になっています。

金の高騰分は、すぐには店頭価格に反映されていないので、価格据え置きもあり利幅が少ない状況です。

為替についても、ドル円も3年前の115円から154円と大きく円安が進み、材料は輸入にほとんど依存していますので、金の他、ダイヤ等石も素材高騰がますます進み、各社の資金調達にも影響がでています。

国内流通については、コロナが明けてジュエリー販売も回復してきましたが、コロナ前には戻らず、ここ数年はジュエリー購入よりも旅行などのレジャーなどの消費の方へ予算がさかれています。

コロナ禍中、巣ごもり消費で好調であったオンラインショップやTVショッピングなども同じく売上減少しています。

海外流通については、コロナが明けて、香港フェアなどアコヤパールを中心に海外販売が復活しましたが、中国中心に好調だったため、近年の中国経済低迷に大きく影響を受け海外販売もきびしい状況です。

現在、素材高騰や販売不振により、このところで厳しい経営を強いられています。

最低工賃については、しかしながらこのところの生活全般に関わる商品などの物価高騰に対しては、働く人たちへの負担は大きく、会社組織の労働者には賃金上昇はできていますが、内職さん達、個人で働くみなさんについては、前回からは据え置きにしていたので物価高騰を鑑みて、それぞれの工賃を上げていく方向で考えていきたいと思えます。

最後ですが、今後については、職人さん、内職さんの生活環境に合わせた工賃アップも当然ですが、若者のジュエリー離れなどで実際の仕事量、生産本数が激減しています。

産地としては、生産本数、仕事量を確保できるよう、若い世代に向けての施策等にも、より一層取り組んでいく必要があると思っております。

以上でございます。

(落合部会長)

ありがとうございました。

ただいま各側から基本的な見解をお伺いしたところでございますけれども、各側の御意見を踏まえて、更に補足等ございましたら、お願いいたします。

(各側委員)

(意見等なし。)

(落合部会長)

よろしいでしょうか。

それでは、各側から、御意見をお伺いしましたので、これから公益委員による各側との個別協議に入りたいと思えます。

まず、公益委員の打ち合わせを行いたいと思いますので、各側の委員におかれましては、一旦、控室で待機をお願いいたします。

少しお時間をいただいた後に、まずは、家内労働者側から御意見を伺います。

それでは、ここで、一旦、専門部会の審議を中断いたします。

(議事要旨は以下のとおり。)

## 1 家内労働者側委員との折衝

### (1) 家内労働者側委員

我々は、誰でも1時間1,000円を目指している。

最低賃金額も上昇している。

ろう付け、8円を10円。

石留め、12円を15円。

ワックスパターン取り、8円を18円の10円アップ、20円というところが多いので、そんなに影響はないと考えている。

### (2) 公益委員

委託者側に伝えることとされた。

## 2 委託者側委員との折衝

### (1) 公益委員

家内労働者側の主張を伝達。

### (2) 委託者側委員

会社に勤めている労働者は時間的制約を受けており、決められた時間で働いているが、家内労働者には時間的制約はない中で、同様に1,000円をベースに考えるのはいかなるものか。

8円を9円。

12円を13円。

8円を9円。

## 3 家内労働者側と折衝

### (1) 公益委員

委託者側の主張を伝達。

### (2) 家内労働者側委員

ろう付け9円。

石留め13円。

ワックスパターン取りについては、委託者側に少し考えてほしい。

15円で提示したい。

#### 4 家内労働者側委員と折衝

##### (1) 公益委員

習熟度が不要ないものがワックスパターン取り、一番習熟度が必要なものはろう付けであること、ろう付けについては設備の費用が必要であり、その費用は家内労働者持ちである。そのような状況で、ろう付けとワックスパターン取りの工賃が逆転するのは違和感があることについて説明。

##### (2) 家内労働者側委員

働く内容と時間は変わらないと考えるので、ワックスパターン取りはもう少し上げるべきであると考えます。

また、ろう付けには技術が必要ということなので、11 円。

ワックスパターン取りについては習熟度が不要ないということなので 10 円。

#### 5 委託者側委員と折衝

##### (1) 公益委員

家内労働者側の主張について伝達。

##### (2) 委託者側委員

8 円とか 12 円の話をしているのに、1 円の上げ幅は乱暴ではないか。

銭単位の引き上げも考える必要があると考えます。

最低工賃なので、最も簡単な作業をベースに考えるべきである。

ろう付け 9 円 50 銭。

石留め 13 円。

ワックスパターン取り 9 円 50 銭。

#### 6 家内労働者側委員と折衝

##### (1) 公益委員

委託者側の主張について伝達。

##### (2) 家内労働者側委員

習熟度等は理解できるため、委託者側に歩み寄りたい。

銭単位を切上げてろう付け 10 円、ワックスパターン取り 10 円で委託者側に検討していただきたい。

#### 7 委託者側委員と折衝

##### (1) 公益委員

家内労働者側の主張を伝達。

##### (2) 委託者側委員

10円だと上がりすぎではないか、9.5円なら18.75%くらいの上昇率であり、最低賃金の引上げ率14.75%の少し上を行く位のものとなる。

これは電気代等を含めての金額であると考えている。

今後3年間も改善の見込みがなさそうな状況を考えての判断である。

## 8 家内労働者側委員と折衝

### (1) 公益委員

委託者側の主張について伝達。

公益の見解を説明。

景気の状態、最低賃金の引上げ率等を勘案して公益案を示すこととした。

### (2) 家内労働者側委員

家内労働者側委員としては、最低賃金の引き上げ率にこだわらず、少しでも引き上げていただきたいという思いである。

(以上で金額折衝を終了)

(全体審議を再開)

(落合部会長)

では、専門部会を再開します。

各側の見解及び意見を基に個別協議、議論を重ねた結果ですけれども、ここに公益案を提示するに至りました。

事務局は公益案を配付していただけますでしょうか。

(落合部会長)

令和6年度山梨県貴金属製品製造業改正審議の公益委員案を取りまとめましたのでここに提示をさせていただきます。

山梨県貴金属製品製造業最低工賃を次のように改正決定すること。

山梨県貴金属製品製造業最低工賃。

まず、適用する家内労働者。

山梨県の区域内で貴金属製品製造業に係る業務に従事する家内労働者。

次に、適用する委託者。

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者。

続きまして、第1号の家内労働者に係る最低工賃額。

次の表の品目欄、作業工程欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

まず、ピアスのろう付けにつきましては、1か所につき9円50銭。

ピアスの石留め、1個につき13円。

リング、ペンダント、ブローチ、イヤリング、ピアスのワックスパターン取りにつきまして、1個につき9円50銭。

品目は、いずれも金製品及び銀製品に限る。

以上が公益委員案となります。

(落合部会長)

それでは、この公益案について採決をお願いします。

慣例によりまして、まず、公益案に反対の方、挙手をお願いします。

家内労働者側3名。

次に、公益案に賛成の方、挙手をお願いします。

委託者側3名、公益委員2名ですね。

では、公益案に賛成多数ということで公益案どおり可決をさせていただきます。

残念ながら全会一致の決議とはなりませんでしたが、出席委員の過半数の賛成により公益案のとおり決定をさせていただきたいと思えます。

(落合部会長)

次に、発効日についてお諮りします。

本日結審となりますと、異議の申出がない場合には、法定発効として最短で4月26日が発効日となりますが、この点について御異議はございませんでしょうか。

(各側委員)

(異議なし。)

(落合部会長)

次に、ただいまの当専門部会の審議経過等と結論を、3月に開催予定の山梨地方労働審議会の本審において、報告することになります。

部会報告案を事務局が作成しておりますが、まず、報告案の配布と朗読をお願いします。

(賃金室長)

それでは、部会報告案を朗読させていただきます。

案。

令和7年2月18日。

山梨地方労働審議会会長、小澤義彦殿。

山梨地方労働審議会最低工賃専門部会部会長、落合圭子。

山梨県貴金属製品製造業最低工賃の改正決定について。

本専門部会は、令和7年1月24日、山梨地方労働審議会において付託された山梨県貴金属製品製造業最低工賃の改正について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった委員は下記のとおりである。

以下、委員の皆様のお名前がございますが、朗読は省略させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、別紙。

山梨県貴金属製品製造業最低工賃を次のように改正決定すること。

山梨県貴金属製品製造業最低工賃。

1、適用する家内労働者

山梨県の区域内で貴金属製品製造業に係る業務に従事する家内労働者。

2、適用する委託者。

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者。

3、第1号の家内労働者に係る最低工賃額。

次の表の品目欄、作業工程欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

この金額については、公益案において朗読していただきましたので省略をさせていただきます。

4、効力発生の日、法定どおり。

ページをおめくりいただきまして、山梨県貴金属製品製造業最低工賃改正に係る審議経過の概要。

まず、下の表ですが、昨年11月26日に山梨地方労働審議会の本審を開催いたしまして、家内労働部会等の設置と部会委員の指名をいただき、また、家内労働部会等の決議をもって本審決議とする専決決議について御了承をいただきました。

次に、上の表になりますが、家内労働部会を本年1月24日に開催し、山梨県貴金属製品製造業最低工賃の改正決定の必要性の有無について御審議いただき、全会一致で必要性ありとの結論をいただきました。

次に、本日2月18日、最低工賃専門部会を開催し、最低工賃の改正決定について賛成多数により決議いただきました。

以上でございます。

(落合部会長)

ありがとうございます。

ただいま、事務局で朗読した報告案について何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

(各側委員)

(意見、質問等なし。)

(落合部会長)

御異議がなければこの報告案のとおり、次回の本審に報告させていただきたいと思いをします。

ただいま御了承いただきました当部会の結論は、山梨地方労働審議会運営規程第10条第1項及び昨年の11月26日に開催されました本審での決議により、本審を開催することなく、本審の結論になることとなっております。

つきましては、当専門部会において答申を行うこととなりますので、労働局長あての答申文について、協議をすることとします。

答申の文案を事務局が作成しましたので、案の配付と朗読をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは、答申文案を朗読させていただきます。

案。

令和7年2月18日。

山梨労働局長、高西盛登殿。

山梨地方労働審議会会長、小澤義彦。

山梨県貴金属製品製造業最低工賃の改正について、答申。

本審議会は、令和7年1月24日付け山梨労発基0124第2号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

1枚おめくりいただきまして別紙になります。

別紙以降につきましては、先ほどの部会報告案と同じ内容でございますので、朗読は省略させていただきます。

(落合部会長)

ただいまの答申案について、何か御質問等ございますでしょうか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(落合部会長)

ないようでしたら、本答申案は了承されたものとします。

それでは、これから答申を行います。

**(落合部会長から労働基準部長に答申)**

(落合部会長)



それでは、労働基準部長から御挨拶をお願いします。

(労働基準部長あいさつ)

ただいま落合部会長から、山梨県貴金属製品製造業最低工賃の改正答申をいただきました。

この最低工賃につきましては、物価の上昇や原材料費の高騰など、大変雇用や経済について厳しい状況の中での御審議をしていただいたということで、本当に重ねて感謝申し上げるところでございます。

こちらのほうにつきましては、今回いただきました答申を尊重する形で我々のほうとしましても改正に向けて所定の手続きを迅速に進めてまいりたいというふうに思っております。

改めて、本答申につきまして委員の皆様方に御尽力いただきまして感謝申し上げます。

どうもありがとうございました。

(落合部会長)

ありがとうございました。

それでは最後の議題のその他に入ります。

各側で何かありますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(落合部会長)

事務局から何かありますか。

(賃金室長)

発効までの流れにつきまして、繰り返しになりますが、簡単に説明させていただきます。

本日、御答申をいただきましたので、本部会終了後、速やかに異議申出に係る意見公示をさせていただきます。

異議の申出の締め切りは、3月5日となります。

例年、異議はございませんので、異議がなければ、官報公示の手续に入ります。

最短で、3月27日に官報公示がなされ、その30日後の4月26日に発効となる見込みとなります。

以上でございます。

(落合部会長)

ただいまの説明について、何か質問等ございますでしょうか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(落合部会長)

それでは、以上で本専門部会の審議を終了いたします。

皆様の御協力を改めて感謝申し上げます。

本日の議事録の確認は、濱田委員と遠藤委員にお願いします。

本日は、長時間、本当にありがとうございました。